

令和5年度高齢者悪質商法被害防止キャンペーン ポスター

関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者の悪質商法被害

街のみんなが
みまもらナイト

まきをつけ
みんなで
ナイト

詐欺? 工事 悪質商法 詐欺

NO!

お得! 新プラン

土曜日も相談できます

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの通報・問い合わせは
高齢消費者見守りホットライン ☎03-3235-1334

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン 長番なし ☎188

高齢者の消費者被害のご相談は
高齢者被害110番 ☎03-3235-3366

東京都消費生活総合センター
消費生活に役立つ
東京都の情報サイト 東京くらしWEB 検索 www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/

令和5年度高齢者悪質商法被害防止キャンペーン リーフレット

●訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には
「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ手続きの手順

契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。

ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

支払ったお金は全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

※電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クーリング・オフができる場合・期間など
詳しくは消費生活センターへ

●クーリング・オフ期間を過ぎていても、専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。
あきらめないで、まずは相談を!

ハガキの書き方(例)

通知書
次の契約を解除します。 契約年月日 令和〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇営業所 担当者〇〇
支払った代金〇〇〇円を返金し、 商品を引取ってください。 令和〇年〇月〇日 東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名〇〇〇〇

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
※日・祝日・年末年始休み
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ16階

消費生活相談
☎03-3235-1155
受付時間:月~土曜 午前9時~午後5時

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン 高番なし ☎188
相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

消費生活センターって
どんなところ?
消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員を配置し、トラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。
本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人からの通報や問い合わせも受け付けています。

このリーフレットについてのお問い合わせ ●東京都消費生活総合センター活動推進課 ☎03-3235-1157 令和5年8月作成

関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者の悪質商法被害

ひとりひとりが きをつけナイト みんなが みまもらナイト

「お待たせ!」
「お待たせ!」
「お待たせ!」
「お待たせ!」

NO!

土曜日も相談できます

高齢者の消費者被害のご相談は
高齢者被害110番
☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの通報・問い合わせは
高齢消費者見守りホットライン
☎03-3235-1334

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン
高番なし ☎188

東京都消費生活総合センター
消費生活に役立つ WEB 検索
www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/

令和5年度高齢者悪質商法被害防止キャンペーン

リーフレット

「おかしい?」と思ったら、まず相談! “きをつけ”と“みまもり”で悪質商法被害防止!

点検商法

「このままだと大変なことになる」
など不安をおおる文句で、
契約を迫られた!



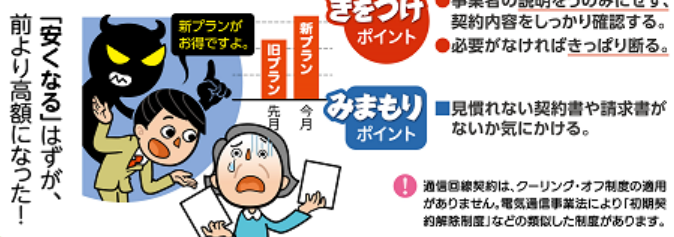
- きをつけポイント**
- その場で判断しない。
 - 少しでも「おかしい」と思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。
- みまもりポイント**
- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気をつける。「本当に必要な?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。
- ① 外壁・床下などでも 無料点検によるトラブルがあります。

通信販売トラブル



- きをつけポイント**
- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
 - 通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。
- みまもりポイント**
- 見慣れない商品が増えたり、定期的な同じ商品が届いていないか気をつける。
- ① 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

インターネット接続回線の契約トラブル



架空・不当請求



水回り修理トラブル

